

(別 紙)

諮問番号：平成30年1月10日付け目企広第1733号

答申

1. 本件の経緯

本件は、目黒区長（以下「実施機関」という。）が行った行政情報の部分開示決定に対して第三者が部分開示決定の取消しを求めた審査請求及び執行停止に関するものである。

平成29年10月16日に、「目黒区下目黒2丁目21番地17, 18号における42条2項道路において当該位置と判断された経緯について、その根拠資料及び関係者との協議の資料」について開示請求者が実施機関に開示請求を行った。

この請求をめぐって実施機関は、請求のあった内容には、区及び開示請求者以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が記載されていることから、平成29年11月10日付け目都建第763号により、第三者である団体A代表者（以下「審査請求人」という。）宛て意見照会書を送付し意見書の提出を求めたところ、審査請求人は平成29年11月19日付けで「当マンション南側42条2項道路の位置指定については団体Aは疑義を持っており、承服できない内容である事、位置指定の確認調査作業が不十分であると認識している事から開示に反対」する旨の意見書を提出した。

これに対し、実施機関は「対象行政情報については、『開示についての意見書』の内容を確認したところ、目黒区情報公開条例第7条第2号に基づく法人等に明らかに不利益を与える情報と判断できないため、同条第1号に該当する個人の住所・氏名・年齢・人物画像（顔）・電話番号・メールアドレス及び同条第2号に該当する法人印以外については開示する」として、平成29年12月8日付で開示請求対象文書の一部を開示する決定（目都第924号）を行った。

この部分開示決定に対して、平成29年12月21日付けで審査請求人から審査請求及び執行停止申立がなされたが、実施機関は平成29年12月25日（目企広第1675号）で、執行停止をしないとの決定を行った。

本答申は、審査請求人からの審査請求について実施機関が平成30年1月10日付けで行った諮問（目企広第1733号）に対する当審査会の判断である。

なお、審査請求ならびに当審査会による審査の経緯は、以下の通りである。

平成29年10月16日	開示請求者が実施機関に開示請求
同年11月10日	実施機関が審査請求人に意見照会書を送付
同年11月19日	審査請求人が実施機関に意見書を提出
同年12月8日	実施機関が開示請求者に部分開示決定通知書を送付

同年同月同日	実施機関が審査請求人に開示決定に係る通知書を送付
同年 12 月 21 日	審査請求人が上記決定につき実施機関に審査請求及び執行停止申立
同年 12 月 25 日	実施機関が上記決定処分の執行を停止しない決定通知を審査請求人に送付
平成 30 年 1 月 10 日	実施機関が当審査会に弁明書の写しを添えて諮問[目企広第 1733 号]
同年 1 月 29 日	本件諮問の審議
同年 5 月 18 日	本件諮問の審議
同年 6 月 15 日	本件諮問の審議
同年 7 月 13 日	本件諮問の審議

2. 審査会の判断

1) 審査請求人の主張

審査請求人は、本件部分開示の対象情報である「平成 11 年 3 月 9 日付道路調査申込書の内容には疑義があり承服できない」として当該情報の開示の決定の取り消しを求めた。その理由として、「開示決定書面の所見内容では昭和 45 年に地番 407-1 より 407-6 に分筆しておりセットバック道路部分であると一方的に区役所は認識しているが、公図謄本を確認するとセットバック道路とは認識できず地番 407-6 は L 字型に分筆しており道路との認識は到底できない形状であり、公図上文筆の位置も一致してなく間違いであると思われる情報を出すことはできない」と主張している。

2) 実施機関の主張

実施機関は、当該情報を参考のひとつとして 2 項道路の位置を特定し、当該 2 項道路に面する建物 3 件に対し平成 11 年 7 月 1 日（地名地番：目黒区下目黒 2 丁目 4 1 4 番 8）及び平成 17 年 2 月 3 日（地名地番：目黒区下目黒 2 丁目 4 1 4 番 6 及び 1 7）並びに平成 29 年 5 月 29 日（地名地番：目黒区下目黒 2 丁目 4 1 4 番 1 他 1 2 筆）に建築確認処分がすでに行われている事、また、当該建物 3 件の建築確認概要書が閲覧できる状態にあることから、当該情報を開示することにより審査請求人に重大な損害を与えるものではないと判断されるため今回の部分開示決定は適法である。また、今回の審査請求は条例の趣旨とは異なる理由であり、失当である。

3) 当審査会の判断

本件 2 項道路の位置の特定に関しては、当該 2 項道路に面する建物に対し、実施機関が主張するように建築確認処分が行われており、この位置の特定に基づきすでに 3 件の建築確認処分がなされているため、この指定を覆す余地はない。したがって、本件開示請求の対象である位置の特定の経緯を開示しても、法人に明らかな不利益を与えることはなく、実施機関の部分開示決定及び執行停止申立を認めないとする判断は妥当である。

3. 審査会の結論

以上の理由により、本件審査請求には理由がなく、審査請求人の請求は棄却されるべきである。

2018年（平成30年）9月21日

目黒区情報公開・個人情報保護審査会

会長 江島晶子

副会長 中島徹

委員 卷美矢紀